

Ⅲ. 専門医資格更新の申請方法

専門医資格の更新申請をされる方々のためにその要点を挙げましたので、ご参照のうえ
ご申請下さい。なお、詳細については規程集をご覧ください。

< 必要条件 >

専門医の資格の更新に当っては、5年間に次の(1)から20単位以上、(2)から3単位以上あ
るいは(3)から6単位以上を含み、計40単位以上を修得しなければならない。

(1) 本会学術大会等への出席

イ 本会学術大会、支部学術大会および専門医研修会 4単位

ロ 生涯学習公開セミナー 2単位

ハ 歯科補綴学関連学会 2単位 但し長期海外滞在者については国際学術集会への出席
を単位として認めることがある。

(2) 本会が認める学術集会又は刊行物における歯科補綴学に関連する報告

イ 論文発表 筆頭著者 8単位

共著者 4単位

ロ 口演（ポスター）発表(症例報告を含む) 演者 6単位

共同演者 3単位

ハ 本会学術大会、本会支部学術大会における講師

(シンポジスト、同コーディネータ等を含む) 10単位

(3) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療

イ 治療を終了した症例 2単位

(4) 修練医・認定医・専門医認定委員会が認める講演会等の講師 4単位

(5) 歯科大学又は歯科医師臨床研修施設における常勤の指導 年間当り1単位

(辞令のコピー等証明できる書類を添付のこと。)

< 申請方法 >

申請書類

(1) 専門医更新申請書(様式18)

(専門医更新手数料1万円の郵便振替払込受領証のコピーを様式18の所定の箇所に貼
付のこと。なお、専門医(指導医)更新手数料の改正により、認定証に記載されている認
定期限が平成30(2018)年3月30日以前となっている専門医(指導医)は、更新手数料
3万円。

郵便振替口座番号は：00100-9-565193、加入者名：日本補綴歯科学会認
定審議会)

(2) 本会学術大会ならびに関連学術集会出席記録(様式19)

(様式19の確認印は修練医・認定医・専門医認定委員会で出席を確認のうえ押印。

出席学会の当日参加費の領収証のコピーあるいは参加章がある場合には、その
コピーも添付のこと。)

(3) 歯科補綴学に関する発表記録(様式20)

(様式20に記載の業績の別刷あるいは抄録部分のコピーを1部添付のこと。)

(4) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療記録(様式8)

- (5) 修練医・認定医・専門医認定委員会が認める講演会等の講師を証明するもの
- (6) 歯科大学又は歯科医師臨床研修施設における指導を証明するもの
- (7) 専門医認定証の写し

<更新申請にあたっての注意点>

- 1) 更新申請時点（認定期限の1年前から6ヵ月前）で更新の必要条件を満たしていない場合、更新申請以後認定期限までの必要条件の修得予定については、例えば、学術大会出席については学術大会名の後に“出席予定”と、論文発表等については業績内容の後に“掲載（発表）予定”と記入のうえ提出すること。
- 2) “予定”で申請した単位を修得した場合には、学術大会出席であれば参加章のコピーを、業績については別刷等を速やかに学会事務局まで送付すること。
- 3) 修練医・認定医・専門医認定委員会は毎年4月と10月に開催されるため、申請時期によっては認定通知および新たな認定証の送付が認定期限日を過ぎることがある。

※ 提出された申請書類および一旦納入された更新手数料の返却はしない。

<資格更新の認定>

専門医資格の更新認定は、毎年4月と10月に行われる修練医・認定医・専門医認定委員会で、専門医制度施行細則第10条に基づき審議して決定、理事会に報告する。

<認定証の交付>

事務局から審査結果を申請者に通知する。申請者は日本補綴歯科学会専門医更新登録申請書（様式21）を事務局に送付する。手続き確認後、認定証を交付する。

【指導医の資格更新】

指導医の資格は専門医の資格が更新された時点で同時に更新されるため、特に指導医資格

の更新手続きの必要はないが、専門医資格の更新がされなかった場合、指導医資格も喪失

するので注意すること。

【歯科補綴学関連学会に関する申し合わせ】

日本補綴歯科学会専門医制度施行細則第10条（1）ハ. にいう専門医の資格

更新の単位となる歯科補綴学関連学会（2単位）は以下の学会とする。但し、関連学会の出席

のみで更新の単位（20単位）を満たすことはできない。

1. 日本歯科医学会
2. 日本歯科理工学会

3. 日本老年歯科医学会
4. 日本顎顔面補綴学会
5. 日本顎口腔機能学会
6. 日本磁気歯科学会
7. 日本口腔リハビリテーション学会
8. 日本口腔インプラント学会
9. 日本歯科審美学会
10. 日本顎関節学会
11. 日本接着歯学会
12. JADR
13. 修練医・認定医・専門医認定委員会が認める補綴に関連する国際学会（参加を証明できるものが必要）